



関連情報はこちら↓



「福祉のことがわかる本」

ご利用ください 高齢者のためのサービス

広島市では、高齢者一人一人が、健康で、その能力を発揮し、生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護保険サービスのほかにも、いろいろなサービスを行っています。

◎ 広島市にお住まいの人を対象としています。

◎ 世帯員の判断は、住民票の世帯ではなく、居住の実態で行います。

※ 各サービスの対象者や要件について、ご不明な点はお問い合わせください。

配食サービス

昼食または夕食を配達し、安否確認をします。

【対象者】

①②ともに該当する人

① おおむね65歳以上の人（またはこれに準ずる世帯（※1））に属する

② 虚弱で調理が困難（※2）

【本人負担額】 1食514円 ほか

※1 これに準ずる世帯とは、「長時間高齢者のみとなる世帯」、「高齢者と障害者からなる世帯」、「高齢者と18歳未満の子からなる世帯」のいずれかです。

※2 原則として週5日以上の利用が必要です。介護保険の通所介護、訪問介護等を利用している場合は週3日以上であれば利用可能です。

介護用品の支給

1か月あたり6,500円を限度に、紙おむつ、尿とりパッド、介護用シート、おしりふき、使い捨て手袋を現物支給します。

【対象者】

①②ともに該当する人またはその人を介護している市内在住の家族

① 在宅で生活し、要介護4・5と認定されている

② 生活保護等を受けているまたは市民税非課税世帯に属している

家族介護教室の開催

介護に関する知識や技術、介護者の健康管理などを学びます。また、介護している家族のリフレッシュや介護者同士の交流を図るために、家族介護者交流会を開催します。

【対象者と参加費】

区 分	対象者	参加費
家族介護教室	高齢者を介護している家族と支援者	無 料
家族介護者交流会	高齢者を介護している家族	1,000円

あんしん電話の設置

急病などの緊急時に、通報機器のボタンを押すと、電話相談センターが受信し、協力員や消防局に事態を知らせ、必要時には利用者宅へ駆けつけます。

また、健康や困りごとなどの相談に応じ、定期的に声かけも行います。

【対象者】

病弱などのために日常生活上注意が必要なおおむね65歳以上（病弱な高齢者）で、次のいずれかの世帯に属する人

① ひとり暮らし

② 病弱な高齢者、18歳以上の身体障害者（障害等級1級・2級）、知的障害者（療育手帳A・A）または精神障害者（精神保健福祉手帳1級）のみの世帯

【利用条件】

協力員の登録（原則2名）

【利用料】

● 固定電話型（既存の電話回線に併設）

区 分	負担月額
市民税課税世帯の人	1,683円
市民税非課税世帯の人	169円
生活保護受給世帯等の人	無 料

● 携帯電話型（専用の携帯電話を貸与）

区 分	負担月額
市民税課税世帯の人	2,233円
市民税非課税世帯の人	224円
生活保護受給世帯等の人	無 料

家族介護慰労金の支給

在宅で、常時介護を必要としている高齢者等を、介護保険サービスを受けずに介護している家族に慰労金を支給します。

【対象者】

①～③すべてに該当する人を、在宅で介護している家族

① 市民税非課税世帯に属している

② 1年間継続して、要介護4・5と認定されているか、同等と認められる

③ 1年間継続して、介護保険サービスを利用していない

【支給額】 10万円

在宅生活継続支援事業

【内容】

在宅介護指導員が、電話や自宅を訪問するなどして、介護に関する指導・助言などを行い、在宅生活を続けられるよう支援をします。



【対象者】

市内在住の在宅で生活する高齢者等の世話をする家族など

【場所】

8か所の特別養護老人ホームで実施しています。

区名	施設名	電話	ファクス
中	悠悠タウン江波	296-4880	296-4818
東	ふくだの里	899-5088	899-5285
南	ひうな荘	256-1001	256-1008
西	三滝苑	237-8811	237-8813
安佐南	IGL ナツグ ホームヤレ	0120-658-529	830-3380
安佐北	なごみの郷	841-1335	841-1336
安 芸	くにくさ苑	856-0222	856-0115
佐 伯	鈴が峰	943-8888	943-7788

支援内容については、上表各施設へお問い合わせください。

住宅改修費の補助

【内容】

高齢者のお住まいのバリアフリー改修費用を補助します。



【対象者】

市内在住で、①～③すべてに該当する人

- ① 要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助の受給資格がある等
- ② 改修工事の着工前に申請している
- ③ 生計中心者の市民税所得割額が年額9万円以下

【補助額】

補助対象費用(60万円が上限)に次の補助率を乗じた額(千円未満の額は切り捨て)

区 分	補助率
生活保護受給世帯等の人	5/5
生計中心者の市民税が非課税となる世帯に属する人	3/5
生計中心者の市民税所得割額が年額9万円以下の世帯に属する人	2/5

【お問合せ先：お住まいの区の福祉課】

(家族介護教室の開催、在宅生活継続支援事業及び生活指導短期宿泊事業については地域支えあい課)

区名等	電 話	ファクス	区名等	電 話	ファクス
中	福祉課	504-2570	安佐南	福祉課	831-4941
	地域支えあい課	504-2586		地域支えあい課	831-4568
東	福祉課	568-7730	安佐北	福祉課	819-0585
	地域支えあい課	568-7731		地域支えあい課	819-0587
南	福祉課	250-4107	安 芸	福祉課	821-2808
	地域支えあい課	250-4109		地域支えあい課	821-2810
西	福祉課	294-6218	佐 伯	福祉課	943-9729
	地域支えあい課	294-6289		地域支えあい課	943-9728

生活指導短期宿泊事業

短期間宿泊して、生活習慣などの指導を受けることにより、要介護状態への進行を予防します。

【対象者】

①～③すべてに該当する人

- ① 65歳以上
- ② 要介護・要支援認定を受けていない
- ③ 身体上または精神上の障害により、日常生活を営むのに支障がある



【利用料(1日あたり)】

1,130円

(生活保護受給世帯等 300円)

自動消火器、電磁調理器(卓上)の給付

【対象者】

要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助等の受給資格があり、

① 自動消火器

⇒ 寝たきりまたはひとり暮らしの高齢者等

② 電磁調理器

⇒ 出火への配慮が必要な、ひとり暮らしまたは高齢者等のみの世帯

【利用者負担額】

生計中心者の課税状況等	自動消火器	卓上電磁調理器
生活保護等、市民税非課税	0円	0円
市民税所得割額 年額8千円以下	16,300円 (16,300円)	11,000円
市民税所得割額 年額8千円超2万円以下	28,400円 (28,400円)	
市民税所得割額 年額2万円超5万円以下	42,800円 (42,800円)	
市民税所得割額 年額5万円超9万円以下	44,000円 (52,400円)	
市民税所得割額 年額9万円超	44,000円 (53,900円)	

自動消火器欄の()内は、既に給付した機器が耐用年数を経過し、再給付を受ける場合の負担額。